【Ⅲ法規】　**表18「都市計画法」の出題法文一覧表**

※法文の適用法令年月日（平成28年11月28日）：**頁**数は、「平成29年版　建築関係法令集　法令編（発行㈱総合資格）」の掲載頁を示す。

	法文	頁	見出し	出題年度⇒	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計	率	出題問題の傾向分析（ここは過去問の活用に該当するので会員講座のみでの公開）
				問題番号⇒	23	22	21	23	22	22	22	無	無	20	無	20	20	24	26	27	26	24	24	24	26	問	%	
①	**目次**	**651**																										
	法4条	654	定義								2					2				2	3	2				5	6.5	
	法5条	655	都市計画区域						2																	1	1.3	
	法7条	656	区域区分				5																			1	1.3	
③	法8条	657	地域地区			1～5	1,3			3	5															9	11.7	
	法9条	658	地域地区（高層住居誘導地区、特定街区）				2,4																			2	2.6	
	法11条	660	都市施設								4															1	1.3	
	法12条	661	市街地開発事業					3																		1	1.3	
	法12条の5	662	地区計画					5									1,2	1								4	5.2	
	法12条の12	665	特定大規模建築物の地区整備計画														3									1	1.3	
	法13条	665	都市計画基準						3	2													3			3	3.9	
	法15条	669	都市計画を定める者								3															1	1.3	
	法17条	670	都市計画の案の縦覧					1		4																2	2.6	
	法21条の2	672	都市計画の決定の提案													1										1	1.3	
	法23条の2	674	都市計画の取扱い																					1		1	1.3	
②	法29条	675	開発行為の許可		1～5			2	1,5	5				2.3.5			4	3		3		4		3	1	13	16.9	
	法32条	677	公共施設の管理者の同意								1			1					2							3	3.9	
	法33条	677	開発許可の基準													3			3				2			3	3.9	
	法34条	680	市街地調整区域														5	4								2	2.6	
	法37条	682	建築制限						4					4		4		2	4	1		3	1			8	10.4	
	法43条	684	開発許可を受けた土地以外の制限																					4		1	1.3	
	法53条	687	建築の許可							1						5			1		1,2,4	1		2	4	9	11.7	
	法58条の2	689	建築等の届出					4															4			2	2.6	
	令19条	711	開発行為の規模																						2	1	1.3	
	令29条の5	719	公益上必要な建築物																						3	1	1.3	
	宅地造成等規正法8条	938	宅地造成工事の許可（盛土）																	4						1	1.3	
	合　計																									77	100.0	

ここの「出題問題の傾向分析」は、その法文で出題されている「過去問」について、代表的なものを抜粋して長文は可能な限り短文に変更する等により、取りまとめたものである。
文面は、過去問を参考にしていることから、（公財）建築技術教育普及センターとの過去問の使用許諾条件により、「会員講座」のみでの公開としている（会員講座の「出題法文一覧表」は、ここの出題問題の傾向分析も記載あり）。

注）表中の**数字**は選択肢問題の番号（代表1法文）、**計**は出題法文の合計数、**率**は合計数の比率である。**出題問題の傾向分析**は問題のポイント解説である（重要一部分の解説）。表の**色分け**は出題確率の高い法文である。表の一番左①、②、③は法令集の法文を数秒で引く方法のインデックスを貼る法文である。